



熊本県公報

第12911号
令和2年(2020年)
3月27日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 荒尾都市計画下水道事業の事業計画変更認可…………… (下水環境課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (") 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 5
- 予算の専決処分…………… (財政課) 5
- 熊本県推計人口調査要綱の一部を改正する要綱…………… (統計調査課) 8
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 12
- 道路の区域変更…………… (") 12
- 道路の供用開始…………… (") 12
- 道路の供用開始…………… (") 13
- 洪水浸水想定区域の指定…………… (河川課) 13

公 告

- 道路の位置の指定…………… (建築課) 14
- 基本測量の終了…………… (監理課) 14
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 14
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 14
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 15
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 16
- 熊本県庁で使用する電気に係る一般競争入札落札者等…………… (財産経営課) 16
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その1に係る一般競争入札落札
者等…………… (") 16
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その2に係る一般競争入札落札
者等…………… (") 17

登 載 依 頼

- 古物営業法令事務取扱規則の一部を改正する規則…………… (警察本部生活環境課) 17
- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (警察本部交通規制課) 22
- 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 24
- 熊本県病院事業の使用料及び手数料の収納事務の委託…………… (病院局総務経営課) 46
- 熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程…………… (") 46

告 示

熊本県告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年（2020年）3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 荒尾市
- 2 都市計画事業の種類 荒尾都市計画下水道事業荒尾公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和43年（1968年）12月28日から令和8年（2026年）
3月31日まで
- 4 事業地
 - (1)収用の部分
変更なし
 - (2)使用の部分

昭和43年(1968年)建設省告示第4079号、昭和45年(1970年)熊本県告示第187号、昭和45年(1970年)熊本県告示第887号、昭和47年(1972年)熊本県告示第237の6号、昭和47年(1972年)熊本県告示第968号、昭和52年(1977年)熊本県告示第192号、昭和54年(1979年)熊本県告示第190号、昭和57年(1982年)熊本県告示第1261号、昭和60年(1985年)熊本県告示第271号、昭和60年(1985年)熊本県告示第800号、平成元年(1989年)熊本県告示第832号、平成6年(1994年)熊本県告示第590号、平成12年(2000年)熊本県告示第356号、平成15年(2003年)熊本県告示第290号、平成16年(2004年)熊本県告示第1020号、平成23年(2011年)熊本県告示第312号、平成27年(2015年)熊本県告示第594号、平成30年(2018年)熊本県告示628号の事業地のうち、荒尾市荒尾字犬ヶ坂、字合路、字中牟田の一部において事業地を変更する。また、荒尾市荒尾字下磯、字下西田、字犬ヶ坂及び荒尾市蔵満字禅明、字磯宅地、字外磯の一部を削除する。

熊本県告示第246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
エコネットみなまたはたらーく(傍楽生)水俣市南福寺60番地	企業組合エコネットみなまた 水俣市南福寺60番地 花田 昌宜	就労継続支援B型	令和2年(2020年)4月1日

熊本県告示第247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
生活介護事業所 ぽると 菊池郡菊陽町原水5651-1	NPO法人チャイルドサポートきくち 菊池市西寺1766番地1 北村 榮一郎	生活介護	令和2年(2020年)3月6日

熊本県告示第248号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
主要地方道	人吉水上線	球磨郡あさぎり町深田西字古町 67番地先から	前	6.8 ~ 19.2	735.0	防安交

		球磨郡あさぎり町深田西字小枝 928番1地先まで	後	7.0 ～ 23.4	735.0	
--	--	-----------------------------	---	------------------	-------	--

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)3月27日

熊本県告示第249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	錦湯前線	球磨郡多良木町大字久米字梅藪 1番5地先から 球磨郡多良木町大字久米字石原 327番2地先まで	19.5	防安交

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)3月27日

熊本県告示第250号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	宇城市不知火町大字長崎字大割 672番1地先から 宇城市不知火町大字亀松字一番割 132番1地先まで	560.0	防安交

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)3月28日

熊本県告示第251号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	267号	人吉市木地屋町字古屋敷 2606番3地先から 人吉市木地屋町字道ノ上 2598番1地先まで	54.0	防安交
		人吉市木地屋町字道ノ上 2600番1地先から 同所 2583番17地先まで	103.6	

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)3月27日

熊本県告示第252号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	菊池郡菊陽町大字原水字北上原 4735番2地先から	111.7	防安交
一般県道	大津西合志線	同所 4755番1地先まで		

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)3月28日

熊本県告示第253号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市西小園字中園448番301(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第254号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町手野字中園1582番(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第255号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒瀨字手水野863番1、863番15
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字手水野863番1・863番15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第256号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年（2020年）3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原字北津留3385番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北津留3385番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第257号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和2年（2020年）3月18日付けで専決した令和元年度（2019年度）熊本県一般会計補正予算（第8号）の要領は、次のとおりである。
令和2年（2020年）3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 41 号

令和元年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

令和元年度熊本県の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 533,491千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 823,216,162千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月18日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		126,956,172	475,025	127,431,197
	1 国庫負担金	38,277,510	37,835	38,315,345
	2 国庫補助金	86,381,446	437,190	86,818,636
2 繰入金		35,004,654	58,466	35,063,120
	1 基金繰入金	34,001,593	58,466	34,060,059
歳 入 合 計		822,682,671	533,491	823,216,162

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		100,337,145	425,704	100,762,849
	1 社会福祉費	56,303,844	419,752	56,723,596
	2 児童福祉費	35,593,858	3,000	35,596,858
	3 生活保護費	4,980,009	2,952	4,982,961
2 衛 生 費		56,385,210	70,468	56,455,678
	1 公衆衛生費	39,051,963	70,468	39,122,431
3 教 育 費		139,042,539	37,319	139,079,858
	1 教育総務費	30,034,040	28,962	30,063,002
	2 保健体育費	2,273,967	8,357	2,282,324
歳 出 合 計		822,682,671	533,491	823,216,162

第2表 繰越明許費補正
変 更

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 民 生 費		千円 3,483,005	千円 3,490,441
	1 社 会 福 祉 費	3,483,005	3,490,441
2 衛 生 費		65,093	75,862
	1 公 衆 衛 生 費	65,093	75,862
合	計	3,548,098	3,566,303

熊本県告示第258号

熊本県推計人口調査要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県推計人口調査要綱の一部を改正する要綱

熊本県推計人口調査要綱（昭和42年熊本県告示第240号の6）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「従前の住所」を「転入元」に改める。

別紙第2号様式から別紙第4号様式までを次のように改める。

第2号様式

推計人口調査票（転入票）

年 月分

市区町村コード

1		3
---	--	---

市町村

転入者及び実態調査等による職権記載者

(枚中 78 80 枚目)

番号	性別	生年月			職権	転入元	※都道府県				備考	
	男女	年号	年	月			市区町村コード					
4 A	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 A	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 A	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 A	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	

熊本県

第3号様式

推計人口調査票（転出票）

年 月分

市区町村コード

1	3
---	---

市町村

県外転出者及び実態調査等による職権消除者

(枚中 78 80 枚目)

78	80
----	----

番号	性別	生年月			職権	転出先	※都道府県				備考	
	男女	年号	年	月			市区町村コード					
4 B	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 B	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 B	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 B	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	

熊本県

第4号様式

推計人口調査票(死亡票)

年 月分

市区町村コード

1	3
---	---

 市町村

死亡者 (枚中

78	80
----	----

 枚目)

番号	性別	生年月			備考	番号	性別	生年月			備考
	男女	年号	年	月			男女	年号	年	月	
4 C	5						5				
	12						12				
	19						19				
	26						26				
	33						33				
	40						40				
	47						47				
	54						54				
4 C	61						61				
	5						5				
	12						12				
	19						19				
	26						26				
	33						33				
	40						40				
	47						47				
4 C	54						54				
	61						61				
	5						5				
	12						12				
	19						19				
	26						26				
	33						33				
	40						40				
4 C	47						47				
	54						54				
	61						61				
	5						5				
	12						12				
	19						19				
	26						26				
	33						33				
4 C	40						40				
	47						47				
	54						54				
	61						61				
	5						5				
	12						12				
	19						19				
	26						26				

熊本県

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	長洲玉名線	玉名市岱明町野口字塚原 865番1地先から 玉名市岱明町野口字堀ノ口 897番1地先まで	前	7.0 ～ 9.0	376.7	
			後	7.0 ～ 9.0	376.7	
				7.4 ～ 33.8	394.2	
		玉名市岱明町野口字塚原 874番地先から 玉名市岱明町野口字堀ノ口 891番4地先まで	前	4.5 ～ 7.5	217.8	
				11.9 ～ 33.8	251.2	
			後	11.9 ～ 33.8	251.2	

2 区域を変更する期日 令和2年（2020年）3月27日

熊本県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小鶴原女木線	球磨郡五木村乙中村 1630番1地先から 同所 1645番3地先まで	前	5.5 ～ 11.1	196.8	単道改
			後	6.2 ～ 23.1	196.8	

2 区域を変更する期日 令和2年（2020年）3月27日

熊本県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年（2020年）3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字安永字居屋敷 571番4地先から 同所 631番11地先まで	76.0	社会資本整備総合交付金

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)3月27日

熊本県告示第262号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字広崎字北原 519番17地先から 上益城郡益城町大字広崎字内無田 396番13地先まで	177.5	社会資本整備総合交付金

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)3月27日

熊本県告示第263号

次の河川に係る洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨及び計画規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域)、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、熊本県土木部河川港湾局河川課、当該河川を管理する関係広域本部及び関係地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

河川名

- 1 二級河川行末川水系 行末川
- 2 二級河川二見川水系 二見川
- 3 二級河川佐敷川水系 佐敷川
- 4 二級河川湯の浦川水系 湯の浦川
- 5 二級河川水俣川水系 水俣川
- 6 二級河川水俣川水系 湯出川
- 7 二級河川一町田川水系 一町田川
- 8 二級河川小田浦川水系 小田浦川
- 9 二級河川大野川水系 大野川
- 10 二級河川大野川水系 浅川
- 11 二級河川菜切川水系 菜切川
- 12 二級河川河内川水系 河内川
- 13 二級河川関川水系 関川
- 14 二級河川大宮地川水系 大宮地川
- 15 二級河川津奈木川水系 津奈木川
- 16 二級河川浦川水系 浦川
- 17 二級河川波多川水系 波多川
- 18 二級河川網津川水系 網津川
- 19 二級河川志岐川水系 志岐川
- 20 二級河川下津深江川水系 下津深江川
- 21 二級河川田浦川水系 田浦川
- 22 二級河川流合川水系 流合川
- 23 二級河川今富川水系 今富川
- 24 二級河川松原川水系 松原川
- 25 二級河川今泉川水系 今泉川
- 26 二級河川上津深江川水系 上津深江川

公 告

熊本県公告第186号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和2年（2020年）3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区帯山9丁目3番10号
- 2 築造者の氏名 有限会社神山システム
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字新字宅地208番5
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.50メートルまで
- 5 道路の延長 31.60メートル
- 6 指定年月日 令和2年（2020年）3月10日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第321号

熊本県公告第187号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年（2020年）3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）	令和元年（2019年） 10月10日から 令和2年（2020年） 3月10日まで	八代市
基本測量（電子基準点付属標取付観測及び水準測量による標高取付）	令和元年（2019年） 10月10日から 令和2年（2020年） 3月10日まで	上益城郡山都町

熊本県公告第188号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人みのり会	葦北郡芦北町大野	葦北郡芦北町大字大野字迫田276番1ほか3筆
中神 美隆	人吉市中神町馬場	人吉市中神町字馬場字九反田711番
大柿 章治	人吉市中神町大柿	人吉市中神町字馬場字九反田646番ほか8筆
永山 芳宏	人吉市上永野町	人吉市上永野町字永葉山2917番1ほか12筆
大柿 茂	人吉市下永野町	人吉市下永野町字西ノ原955番1
松舟 逸利	人吉市上永野町	人吉市上永野町字津留669番ほか2筆
竹田 博	人吉市下永野町	人吉市下永野町字文珠ノ前349番1ほか13筆
横谷 政美	人吉市下永野町	人吉市下永野町字文珠ノ前354番ほか4筆

2 認可年月日

令和2年（2020年）3月18日

熊本県公告第189号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
荒木 雄二	玉名市玉名	玉名市玉名字勘取1637番1ほか3筆
梅田 政次郎	玉名市滑石	玉名市滑石字大川端2353番ほか1筆
株式会社カワカミ	熊本市西区沖新町	玉名市横島町大園字下東牟田505番ほか1筆
杉本 仁崇	玉名郡長洲町宮野	玉名郡長洲町大字清源寺字元村119番
上田 誠喜	山鹿市鹿央町合里	山鹿市鹿央町合里字小田5892番
農事組合法人アグリつぶくろ	山鹿市鹿本町津袋	山鹿市鹿本町津袋字十重151番ほか1筆
農事組合法人楠浦営農組合	天草市楠浦町	天草市亀場町亀川字亀島811番9ほか129筆
原田 博文	天草市栖本町馬場	天草市栖本町馬場字亀ノ迫1885番
田中 大地	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字原口1530番3ほか2筆
田中 大地	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字新橋6404番1ほか1筆
竹元 久	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字梨ノ木原1103番1ほか24筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字荒新開5208番202ほか1筆
岩下 龍志	天草市天草町高浜南	天草市天草町高浜北字入角5658番
古里 祥一	天草市天草町大江	天草市天草町大江字横瀆7578番1ほか1筆

2 認可年月日

令和2年（2020年）3月18日

熊本県公告第190号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
ネットワーク大津株式会社	菊池郡大津町陣内	菊池郡大津町大字陣内字大窪702番ほか18筆
山崎 大作	荒尾市平山	荒尾市本井手字森脇1078番ほか10筆
山崎 大作	荒尾市平山	荒尾市本井手字森脇1103番ほか1筆
松永 時男	荒尾市平山	荒尾市下井手字前田348番ほか13筆
松永 時男	荒尾市平山	荒尾市下井手字前田346番ほか1筆
丸木 義寛	荒尾市平山	荒尾市上井手字後田388番3ほか9筆
浜崎 仁道	荒尾市上井手	荒尾市本井手字六反田480番ほか8筆
西村 豊行	荒尾市上井手	荒尾市上井手字尼ヶ島1102番2ほか8筆

仁和 進	荒尾市平山	荒尾市上井手字来禮原96番ほか1筆
山川 英昭	荒尾市平山	荒尾市下井手字前田341番
坂田 光也	荒尾市水野	荒尾市荒尾字七反坪2237番4ほか1筆
上田 清史	荒尾市川登	荒尾市川登字唄原1387番1ほか3筆 〔一時利用地 荒尾市川登字唄原7番1〕

2 認可年月日

令和2年(2020年)3月19日

熊本県公告第191号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
野田 邦男	水俣市中鶴	水俣市越小場字宮下224番4ほか1筆
山下 登喜雄	葦北郡芦北町大川内	葦北郡芦北町大字大川内字下ヶ原780番

2 認可年月日

令和2年(2020年)3月19日

熊本県公告第192号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)

第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

熊本県庁で使用する電気 9,980,900キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

3 落札者を決定した日

令和2年(2020年)2月6日

4 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社 熊本東営業所
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号

5 落札金額

120,478,618円(うち消費税及び地方消費税の額10,952,601円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条に規定する公告を行った日

令和元年(2019年)12月13日

熊本県公告第193号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)

第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

熊本県が所管する施設で使用する電気 その1 3,711,475キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

3 落札者を決定した日

- 4 令和2年(2020年)2月6日
落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社 熊本東営業所
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額
56,099,980円(うち消費税及び地方消費税の額5,099,998円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和元年(2019年)12月13日

熊本県公告第194号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和2年(2020年)3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県が所管する施設で使用する電気 その29,402,455キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年(2020年)2月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社 熊本東営業所
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額
132,343,537円(うち消費税及び地方消費税の額12,031,230円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和元年(2019年)12月13日

登 載 依 頼

熊本県公安委員会規則第3号

古物営業法令事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

熊本県公安委員会委員長 原 幸代子

古物営業法令事務取扱規則の一部を改正する規則

古物営業法令事務取扱規則(平成13年熊本県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項の許可証を交付した」を「第3条の規定による許可を受けた者の営業所又は古物市場の所在地を管轄する」に、「正許可台帳」を「許可台帳」に改め、「当該許可証に係る営業所又は古物市場以外の営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署長は、副許可台帳(別記様式第1号の2)を」を削る。

第3条第1項中「第23条」を「第23条第1項若しくは第2項」に、「第24条」を「第24条第1項若しくは第2項」に改め、同条第2項第4号中「第23条」を「第23条第1項又は第2項」に改め、同条第3項中「取消」を「取消し」に、「許可証を交付した」を「古物商又は古物市場の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する」に改め、同項第1号中「第24条」を「第24条第1項若しくは第2項」に改め、同項第2号中「第23条」を「第23条第1項又は第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第24条第1項又は第2項」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(その3)

許可台帳
(古物商・古物市場主の営業所事項)

許可証番号

番号	主他の別	名称	所在地・連絡先	取扱古物区分
		管理者(住所・氏名・生年月日)		管轄警察署
番号	主他の別	名称	所在地・連絡先	取扱古物区分
		管理者(住所・氏名・生年月日)		管轄警察署
番号	主他の別	名称	所在地・連絡先	取扱古物区分
		管理者(住所・氏名・生年月日)		管轄警察署
番号	主他の別	名称	所在地・連絡先	取扱古物区分
		管理者(住所・氏名・生年月日)		管轄警察署
番号	主他の別	名称	所在地・連絡先	取扱古物区分
		管理者(住所・氏名・生年月日)		管轄警察署

【取り扱う古物の区分】

- ①美術品類②衣類③時計・宝飾品類④自動車⑤自動二輪車⑥自動二輪車・原付⑦自転車類
⑦写真機類⑧事務機器類⑨機械工具類⑩道具類⑪皮革・ゴム製品類⑫書籍⑬金券類

別記様式第1号(その4)

許可台帳

(古物商・古物市場主の異動履歴事項)

許可証番号

受理年月日	変更年月日	内容	備考

別記様式第1号の2を削る。
 別記様式第3号の2中「第23条」を「第23条第 項」に改める。
 別記様式第5号中「古物営業法」の次に「(昭和24年法律第108号)」を加え、「第23条」を「第23条第 項」に改める。
 別記様式第6号中「古物営業法」の次に「(昭和24年法律第108号)」を加え、「第24条」を「第24条第 項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県公安委員会規則第4号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

熊本県公安委員会委員長 原 幸代子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3中

一般国道208号	熊本市北区植木町滴水字十三部443番1地先から 荒尾市原万田字浦田839番16地先まで
一般国道208号	玉名市寺田字中塔75番3地先から 玉名市岱明町西照寺字大浦659番2地先まで

を

一般国道208号	熊本市北区植木町滴水字十三部443番1地先から 荒尾市原万田字浦田839番16地先まで
----------	--

に、

一般国道218号	上益城郡山都町大字上寺字下前田1744番17地先から 上益城郡山都町大字長崎字萩野153番 地先まで
一般国道218号	宇城市松橋町浦川内中当897番1地先から 宇城市松橋町萩尾字竜淵855番5地先まで

を

一般国道218号	宇城市松橋町浦川内字中当897番1地先から 宇城市松橋町萩尾字竜淵855番5地先まで
一般国道218号	上益城郡山都町大字上寺字下前田1744番17地先から 上益城郡山都町大字長崎字萩野153番 地先まで

に、

一般国道266号	宇城市松橋町大字曲野3494番地先から 熊本市中央区下通2丁目7番25地先まで
一般国道266号	天草市亀場町亀川11番3地先から 天草市志柿町6634番8地先まで
一般国道266号	上天草市松島町合津6004番1地先から 上天草市大矢野町登立2880番37地先まで
一般国道266号	上天草市大矢野町登立2880番37地先から 宇城市三角町三角浦509番3地先まで

を

一般国道266号	天草市亀場町亀川11番3地先から 天草市志柿町6634番8地先まで
一般国道266号	上天草市松島町合津6004番1地先から 上天草市大矢野町登立2880番37地先まで
一般国道266号	上天草市大矢野町登立2880番37地先から 宇城市三角町三角浦509番3地先まで

に、

一般国道 266 号	宇城市松橋町大字曲野 3494 番地先から 熊本市中央区下通 2 丁目 7 番 25 地先まで	を
一般国道 325 号	阿蘇郡南阿蘇村大字立野 303 番 1 地先から 阿蘇郡高森町大字高森 2340 番 1 地先まで	
一般国道 325 号	菊池郡大津町大字室 937 番 1 地先から 菊池郡大津町大字室 789 番地先まで	
一般国道 325 号	菊池市大琳寺 236 番 3 地先から 菊池郡大津町大字杉水字水迫 3373 番 1 地先まで	に、
一般国道 325 号	菊池市大琳寺 236 番 3 地先から 菊池郡大津町大字杉水字水迫 3373 番 1 地先まで	
一般国道 325 号	菊池郡大津町大字室 937 番 1 地先から 菊池郡大津町大字室 789 番地先まで	
一般国道 325 号	阿蘇郡南阿蘇村大字立野 303 番 1 地先から 阿蘇郡高森町大字高森 2340 番 1 地先まで	を
一般国道 443 号	菊池郡大津町大字室 937 番 1 地先から 上益城郡御船町大字辺田見字馬場 372 番 1 地先まで	
一般国道 443 号	玉名郡南関町大字関町 384 番 12 地先から 玉名郡南関町大字関町字堂園 1480 番 1 地先まで	
一般国道 443 号	玉名郡南関町大字関町 384 番 12 地先から 玉名郡南関町大字関町字堂園 1480 番 1 地先まで	に、
一般国道 443 号	菊池郡大津町大字室 937 番 1 地先から 上益城郡御船町大字辺田見字馬場 372 番 1 地先まで	
主要地方道 八代鏡宇土線	宇城市松橋町松橋字園田 947 番 1 地先から 宇土市新松原町字佐野免 24 番 地先まで	
主要地方道 八代鏡宇土線	八代市旭中央通 15 番 1 地先から 八代市大村町字羽須和 846 番 1 地先まで	
主要地方道 八代鏡宇土線	八代市旭中央通 15 番 1 地先から 八代市大村町字羽須和 846 番 1 地先まで	に、
主要地方道 八代鏡宇土線	宇城市松橋町松橋字園田 947 番 1 地先から 宇土市新松原町字佐野免 24 番 地先まで	
主要地方道 熊本高森線	熊本市中央区水道町 7 番 3 地先から 熊本市東区健軍 2 丁目 1 番 4 地先まで	を
主要地方道 熊本高森線	熊本市西区小島 5 丁目 234 番 1 地先から 熊本市西区新土河原 2 丁目 649 番 1 地先まで	
主要地方道 熊本高森線	熊本市西区小島 5 丁目 234 番 1 地先から 熊本市西区新土河原 2 丁目 649 番 1 地先まで	に、
主要地方道 熊本高森線	熊本市中央区水道町 7 番 3 地先から 熊本市東区健軍 2 丁目 1 番 4 地先まで	
一般県道 八代港線	八代市東片町字岡神 273 番 1 地先から 八代市横手新町 16 号 1 番地先まで	

一般県道 八代港線	八代市永碓町字永碓 970 番 1 地先から 八代市郡築 6 番町 137 番 3 地先まで	を に、
一般県道 八代港線	八代市永碓町字永碓 970 番 1 地先から 八代市郡築 6 番町 137 番 3 地先まで	
一般県道 八代港線	八代市東片町字岡神 273 番 1 地先から 八代市横手新町 16 号 1 番地先まで	

改め、同表一般県道大津西合志線の項の次に次のように加える。

一般県道 砂原四方寄線	熊本市西区花園 7 丁目 2460 番 3 地先から 熊本市北区四方寄町 1448 番 3 地先まで
一般県道 花園インター線	熊本市西区池亀町 133 番 3 地先から 熊本市西区花園 7 丁目 2460 番 3 地先まで

別表 1 の 3 一般県道西片新八代停車場線の項の次に次のように加える。

一般県道 寺田岱明線	玉名市寺田字中塔 55 番 1 地先から 玉名市岱明町西照寺字大浦 658 番 1 地先まで
---------------	---

別表 1 の 3 市道小野崎森北線の項の次に次のように加える。

市道 中片湖面橋線	菊池市龍門 1429 番 2 地先から 菊池市班蛇口 790 番 2 地先まで
市道 迫水線	菊池市重味 2257 番 3 地先から 菊池市原 2696 番 地先まで

別表 1 の 3 市道浦川内古野線の項の次に次のように加える。

市道 萩原町一丁目十条町線	八代市萩原町一丁目 477 番 1 地先から 八代市十条町 308 番 1 地先まで
------------------	---

附 則
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第 3 号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年熊本県人事委員会規則第 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）」を削り、「4 を乗じて得た数」の次に「（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）」を加える。

別表第 1（その 1）から（その 7）までを次のように改める。

(その1) 研究職給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	146,300
2	147,400
3	148,600
4	149,700
5	150,800
6	152,100
7	153,400
8	154,700
9	155,700
10	157,400
11	159,000
12	160,600
13	162,000
14	163,900
15	165,800
16	167,800
17	169,500
18	171,700
19	173,900
20	176,000
21	178,100
22	180,500
23	182,800
24	185,100
25	187,200
26	189,400
27	191,500
28	193,600
29	195,700
30	197,300
31	199,100
32	200,800
33	202,600
34	204,500
35	206,400
36	208,300
37	209,800
38	211,700
39	213,600
40	215,500
41	217,300
42	219,200
43	221,100
44	223,000

45	224,700
46	226,600
47	228,400
48	230,200
49	231,900
50	233,700
51	235,400
52	237,100
53	238,500
54	240,300
55	241,900
56	243,500
57	244,700
58	245,900
59	246,900
60	247,800
61	248,800
62	249,900
63	250,800
64	251,900
65	253,100
66	254,000
67	255,100
68	256,000
69	256,900
70	258,200
71	259,500
72	260,700
73	262,100
74	263,500
75	264,700
76	265,700
77	266,800
78	267,900
79	269,100
80	270,000
81	271,200
82	272,500
83	273,800
84	275,000
85	276,100
86	277,200
87	278,500
88	279,700
89	280,500
90	281,700
91	282,700
92	283,900
93	284,800

94	285,800
95	286,800
96	287,800
97	288,100
98	289,000
99	289,700
100	290,600
101	291,500
102	292,200
103	292,900
104	293,600
105	294,300
106	294,800
107	295,300
108	295,800
109	296,000
110	296,400
111	296,700
112	297,000
113	297,300
114	297,600
115	297,900
116	298,200
117	298,500
118	298,900
119	299,200
120	299,600
121	299,900

備考

この表は、研究員に適用する。

(その2) 医療職(1) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	335,000
2	338,000
3	340,900
4	343,800
5	346,500
6	349,700
7	352,800
8	355,900
9	358,700
10	361,400
11	364,500
12	367,700
13	370,600
14	374,100
15	377,100
16	380,700
17	384,300
18	387,000
19	389,500
20	392,100
21	394,900
22	397,200
23	399,700
24	401,800
25	403,800
26	406,100
27	408,300
28	410,600
29	412,900
30	415,000
31	417,000
32	419,100
33	421,000
34	422,800
35	424,600
36	426,600
37	428,500
38	430,500
39	432,400
40	434,400
41	436,200
42	438,000
43	439,700
44	441,500

45	443,300
46	445,100
47	446,900
48	448,600
49	450,400
50	452,100
51	453,900
52	455,700
53	457,600
54	458,800
55	460,000
56	461,200
57	462,400
58	463,400
59	464,400
60	465,400
61	466,200
62	466,900
63	467,600
64	468,300
65	469,000
66	469,700
67	470,400
68	471,000
69	471,300
70	472,000
71	472,700
72	473,400
73	473,800
74	474,400
75	475,100
76	475,800
77	476,200
78	476,800
79	477,400
80	477,900
81	478,500
82	479,000
83	479,500
84	480,000
85	480,400
86	481,000
87	481,400
88	481,900
89	482,400
90	483,000
91	483,600
92	484,000
93	484,500

94	485,100
95	485,700
96	486,300
97	486,800

備考

この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(その3) 医療職(2) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	151,000
2	152,400
3	153,800
4	155,200
5	156,400
6	158,200
7	159,900
8	161,500
9	163,100
10	164,800
11	166,400
12	168,200
13	169,700
14	171,600
15	173,600
16	175,500
17	177,400
18	179,200
19	181,000
20	182,900
21	184,700
22	186,200
23	187,700
24	189,200
25	190,800
26	192,100
27	193,600
28	195,000
29	196,500
30	197,700
31	199,000
32	200,300
33	201,700
34	203,100
35	204,400
36	205,800
37	206,900
38	208,200
39	209,500
40	210,800
41	211,900
42	213,100
43	214,300
44	215,500
45	216,700
46	217,800

47	218,800
48	219,900
49	220,900
50	221,900
51	222,800
52	223,800
53	224,100
54	224,900
55	225,600
56	226,400
57	227,100
58	228,000
59	228,700
60	229,400
61	230,300
62	231,000
63	231,900
64	232,900
65	233,500
66	234,200
67	234,900
68	235,600
69	236,300
70	236,900
71	237,500
72	238,000
73	238,700
74	239,400
75	240,100
76	240,600
77	241,000
78	241,600
79	242,200
80	242,800
81	243,100
82	243,500
83	243,900
84	244,200
85	244,500

備考

- 1 この表は、薬剤師、獣医師及び栄養士に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、臨床検査技師とし、この表を適用する。

(その4) 医療職(3) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	165,300
2	166,700
3	168,200
4	169,600
5	171,000
6	172,500
7	174,000
8	175,500
9	176,700
10	178,400
11	180,000
12	181,500
13	182,900
14	184,900
15	186,900
16	188,900
17	191,000
18	193,100
19	195,200
20	197,300
21	199,300
22	201,500
23	203,700
24	205,900
25	207,800
26	209,100
27	210,300
28	211,600
29	212,800
30	213,900
31	215,200
32	216,400
33	217,700
34	219,000
35	220,300
36	221,600
37	222,700
38	224,100
39	225,400
40	226,800
41	227,700
42	229,100
43	230,500
44	231,900

45	233,100
46	234,500
47	235,800
48	237,100
49	238,100
50	239,200
51	240,200
52	241,300
53	242,200
54	243,300
55	244,200
56	245,200
57	245,900
58	246,900
59	247,600
60	248,400
61	249,200
62	250,200
63	251,000
64	252,000
65	252,900
66	253,700
67	254,800
68	255,700
69	256,500
70	257,500
71	258,400
72	259,400
73	260,800
74	262,100
75	263,200
76	264,300
77	265,300
78	266,300
79	267,500
80	268,500
81	269,400
82	270,400
83	271,500
84	272,600
85	273,400
86	274,300
87	275,400
88	276,500
89	277,300
90	278,200
91	279,000
92	280,000
93	280,900

94	281,900
95	282,800
96	283,800
97	284,400
98	285,200
99	285,800
100	286,700
101	287,500
102	288,300
103	289,100
104	289,900
105	290,600
106	291,100
107	291,600
108	292,100
109	292,300
110	292,600
111	292,800
112	293,200
113	293,500
114	293,700
115	294,100
116	294,400
117	294,700
118	295,000
119	295,300
120	295,700
121	296,000
122	296,400
123	296,700
124	297,100
125	297,300
126	297,500
127	297,800
128	298,200
129	298,400
130	298,700
131	299,100
132	299,500
133	299,700
134	300,000
135	300,400
136	300,700
137	300,900
138	301,200
139	301,600
140	301,900
141	302,100
142	302,500

143	302,900
144	303,200
145	303,400
146	303,600
147	303,900
148	304,300
149	304,500
150	304,700
151	305,000
152	305,300
153	305,700
154	305,900
155	306,100
156	306,400
157	306,700
158	307,000
159	307,300
160	307,600
161	308,000
162	308,300
163	308,600
164	308,900
165	309,300
166	309,600
167	309,900
168	310,200
169	310,600

備考

- 1 この表は、保健師及び看護師に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、准看護師とし、この表を適用する。

(その5) 教育職(2) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	160,000
2	161,500
3	163,000
4	164,500
5	166,100
6	168,000
7	169,800
8	171,600
9	173,300
10	175,400
11	177,400
12	179,400
13	181,300
14	183,500
15	185,700
16	187,900
17	190,100
18	192,700
19	195,200
20	197,700
21	200,200
22	201,900
23	203,600
24	205,300
25	206,800
26	208,300
27	210,000
28	211,600
29	213,100
30	214,800
31	216,500
32	218,200
33	219,600
34	221,400
35	223,200
36	225,000
37	226,500
38	228,300
39	230,100
40	231,900
41	233,600
42	235,300
43	236,900
44	238,500

45	239,900
46	241,200
47	242,500
48	243,700
49	245,100
50	246,600
51	247,800
52	249,300
53	250,400
54	251,600
55	253,000
56	254,000
57	255,300
58	256,300
59	257,400
60	258,600
61	259,900
62	260,900
63	262,300
64	263,400
65	264,700
66	266,100
67	267,500
68	269,100
69	270,500
70	271,800
71	273,100
72	274,400
73	275,500
74	276,700
75	278,000
76	279,000
77	280,200
78	281,400
79	282,600
80	283,800
81	284,900
82	286,100
83	287,300
84	288,500
85	289,500
86	290,600
87	291,600
88	292,800
89	293,900
90	295,000
91	296,200
92	297,400
93	297,900

94	298,900
95	300,000
96	301,200
97	302,200
98	303,300
99	304,300
100	305,400
101	306,300
102	307,400
103	308,500
104	309,500
105	310,100
106	311,000
107	311,800
108	312,600
109	313,500
110	313,900
111	314,300
112	314,800
113	315,400
114	315,800
115	316,300
116	316,800
117	317,400
118	317,900
119	318,300
120	318,800
121	319,300
122	319,700
123	320,200
124	320,700
125	321,300
126	321,600
127	321,900
128	322,200
129	322,400
130	322,700
131	323,000
132	323,300
133	323,500
134	323,700
135	323,900
136	324,200
137	324,500
138	324,700
139	325,000
140	325,300
141	325,500
142	325,700

143	326,000
144	326,200
145	326,500
146	326,700
147	327,000
148	327,300
149	327,500
150	327,700
151	328,000
152	328,300
153	328,500

備考

- 1 この表は、講師に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、助教諭とし、この表を適用する。

(その6) 教育職(3) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	160,000
2	161,500
3	163,000
4	164,500
5	166,100
6	168,000
7	169,800
8	171,600
9	173,300
10	175,400
11	177,400
12	179,400
13	181,300
14	183,500
15	185,700
16	187,900
17	190,100
18	192,700
19	195,200
20	197,700
21	200,200
22	201,900
23	203,600
24	205,300
25	206,800
26	208,200
27	209,800
28	211,300
29	213,000
30	214,700
31	216,400
32	218,100
33	219,400
34	221,100
35	222,800
36	224,500
37	225,900
38	227,600
39	229,300
40	231,000
41	232,600
42	234,300
43	235,900
44	237,500

45	239,200
46	240,700
47	242,000
48	243,400
49	244,600
50	246,000
51	247,400
52	248,600
53	249,700
54	251,100
55	252,300
56	253,300
57	254,500
58	255,700
59	256,800
60	258,000
61	259,400
62	260,200
63	261,400
64	262,300
65	263,300
66	264,700
67	265,800
68	267,100
69	268,700
70	270,200
71	271,500
72	272,900
73	273,900
74	274,900
75	276,100
76	277,100
77	278,300
78	279,400
79	280,600
80	281,800
81	283,000
82	283,900
83	285,100
84	286,300
85	287,200
86	288,100
87	288,800
88	289,800
89	290,800
90	291,700
91	292,600
92	293,400
93	293,700

94	294,400
95	295,100
96	295,900
97	296,700
98	297,500
99	298,300
100	299,000
101	299,900
102	300,400
103	300,900
104	301,400
105	301,600
106	302,000
107	302,300
108	302,500
109	302,700
110	302,900
111	303,200
112	303,500
113	303,700
114	303,900
115	304,100
116	304,400
117	304,700
118	305,000
119	305,300
120	305,600
121	305,800
122	306,000
123	306,200
124	306,500
125	306,800

備考

- 1 この表は、講師に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、助教諭とし、この表を適用する。

(その7) 行政職給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	146,100
2	147,200
3	148,400
4	149,500
5	150,600
6	151,700
7	152,800
8	153,900
9	154,900
10	156,300
11	157,600
12	158,900
13	160,100
14	161,600
15	163,100
16	164,700
17	165,900
18	167,400
19	168,900
20	170,400
21	171,700
22	174,400
23	177,000
24	179,600
25	182,200
26	183,900
27	185,500
28	187,200
29	188,700
30	190,400
31	192,200
32	193,900
33	195,500
34	196,900
35	198,400
36	199,900
37	201,200
38	202,500
39	203,700
40	205,000
41	206,300
42	207,600
43	208,900
44	210,200

45	211,300
46	212,600
47	213,900
48	215,200
49	216,300
50	217,400
51	218,400
52	219,500
53	220,600
54	221,600
55	222,500
56	223,500
57	223,800
58	224,600
59	225,400
60	226,100
61	226,800
62	227,800
63	228,600
64	229,400
65	230,100
66	230,800
67	231,700
68	232,700
69	233,400
70	234,000
71	234,500
72	235,200
73	236,000
74	236,600
75	237,200
76	237,700
77	238,400
78	239,100
79	239,800
80	240,300
81	240,800
82	241,500
83	242,200
84	242,900
85	243,500
86	244,200
87	244,900
88	245,600
89	246,100
90	246,600
91	246,900
92	247,300
93	247,600

備考

この表は、他の給料・報酬表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

別表第3を次のように改める。

職 種	職務経験の種類	換算率
一般事務 一般技術	本県における同一の職務に従事した期間（任用形態を問わず、法改正前の臨時職員及び非常勤職員であった期間を含む。ただし、行政職給料表の適用を受ける職務に相当するものに従事した期間に限る。次項において同じ。）	10割以下
	国、地方公共団体（本県を除く。）における同一の職務に従事した期間	
免許資格職及びこれに準じ専門的な知識経験等が必要な職	本県における同一の職務に従事した期間（任用形態を問わず、法改正前の臨時職員及び非常勤職員であった期間を含む。）	10割以下
	民間企業、団体、国、地方公共団体（本県を除く。）における免許資格職等に直接従事した期間	

備考 これにより難しい場合は、人事委員会の承認を得て任命権者が別に定める。
 附 則
 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定により、次のとおり使用料及び手数料の収納事務を委託することとしたので、告示する。
 令和2年（2020年）3月27日

熊本県病院事業管理者 吉田勝也

- 1 委託の内容
熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）第10条に規定する使用料及び手数料
- 2 委託の相手方
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 委託する日
令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日まで
- 4 契約締結日
令和2年（2020年）3月6日

熊本県病院局管理規程第1号

熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 令和2年（2020年）3月27日

熊本県病院事業管理者 吉田勝也

熊本県病院局会計規程の一部を改正する病院局管理規程
 熊本県病院局会計規程（平成20年熊本県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

- 第49条第1項第1号中「薬品」の次に「、給食材料」を加える。
- 第67条第2号中オをカとし、エの次に次のように加える。
オ ソフトウェア

第69条第2号中「直後」を「直接」に改める。
 第122条各号列記以外の部分中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改め、同条第1号中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改め、同条第2号中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改める。

別表中 「賃金報酬」を「報酬」に、「リース資産
その他無形固定資産」を「リース資産
ソフトウェア
その他無形固定資産」に、

「未収金」	「未収金」

」

を

貸倒引当金」

に改める。

別記第23号様式の様式を次のように改める。
[別紙参照]

別記第23号様式

						適 否 審 査	企業出納員	審 査

支 出 負 担 行 為 書

年 度	年 度	会 計		
支出負担行為番号			支出負担行為額	円
支出負担行為日				
款			予 算 現 額	円
項			支出負担行為済額	円
目			予 算 残 額	円
節				
細 節				
細々節				
債権者				
起 票 日			所 属	
決 裁 日			起 票 者	
支 払 予 定 日				
支出負担行為内容				
摘 要				

別記第27号様式の様式を次のように改める。
 [別紙参照]

別記第27号様式

送 金 依 頼 書											
No.	号	現金支払金融機関				銀行 店			小切手番号	第 号	
年度		熊本県病院事業特別会計				取扱機関名					
金		百万	拾万	万	千	百	拾	円			
<p>ただし 上記の金額を送金ください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">熊本県病院局 企業出納員</p> <p>出納取扱金融機関</p> <p>株式会社 肥後銀行 何々支店様</p> <p style="text-align: center;">(住所)..... (氏名).....</p>											

注 日本標準規格B6

別記第28号様式の様式を次のように改める。
[別紙参照]

別記第28号様式

戻 入 決 定 書

年度	熊本県病院事業会計	戻入番号	
起票年月日		支出命令番号	

金 額										
款					納入期限日					
項										
目					受領額					
節					正式支払額					
細節										
但書										
摘要										
返納者									企業出納員	
									主 査	

附 則

この規程は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。